

深浦漁港 BCP 策定・運用協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「深浦漁港 BCP 策定・運用協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大規模災害が発生した場合において水産物の生産・流通を継続的に維持及び確保するため、それらに係る全ての関係者の参加のもと、災害発生後の行動及び役割分担、減災並びに早期復旧するために事前対策を定めた水産物の生産・流通に関する業務継続計画(以下「BCP」という。)を策定するとともに、BCPの継続的な運用により、深浦漁港を中心とする水産業の被害軽減及び早期再開させることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 深浦漁港 BCP の策定等に関すること。
- (2) 通常時からの災害対応の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (3) 前2号のほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会 員)

第4条 本会は、別表に規定する漁業地域に関連する行政機関、漁業協同組合、民間企業及び団体等により構成する。

(役員及び責務)

第5条 本会に役員として会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、愛南町水産課長とする。
- 3 副会長は、愛南漁業協同組合の代表理事組合長及び久良漁業協同組合の代表理事組合長とする。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた場合は、その会務を代理し、統括する。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、愛南町水産課とする。

(会議の開催)

第7条 本会は、会長が必要に応じて招集するものとする。この場合において、会長は、必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

(規約の改正)

第8条 この規約は、必要に応じて改正するものとし、過半数の会員の承認をもって施行する。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附 則

この規約は、令和5年3月23日から施行する。

別表(第4条関係)

「深浦漁港 BCP 策定・運用協議会」 会員名簿

順不同

| 会員の構成 | 組織名 | 役職名・構成員 |
|--------|-----------------|------------|
| 漁業協同組合 | 愛南漁業協同組合 | 代表理事組合長 |
| | | 参事 |
| | 久良漁業協同組合 | 代表理事組合長 |
| | | 参事 |
| 愛媛県 | 愛媛県南予地方局農林水産振興部 | 水産課長 |
| | | 愛南水産課長 |
| 水産関係者 | 魚類養殖協議会(愛南) | 会長(深浦地区代表) |
| | 魚類養殖協議会(久良) | 会長 |
| | まき網漁業協議会 | 会長 |
| | 市場仲買人組合 | 組合長 |
| 愛南町 | 愛南町水産課 | 課長 |
| | | 担当(事務局) |